

農林水産部漁港漁村課週休2日モデル工事試行要領

(目的)

第1 建設産業における、適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進める必要性が、政府の働き方改革実行計画により位置付けられている。

本試行要領は、農林水産部漁港漁村課が所管する工事において週休2日を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モデル工事とは、4週8休以上を実施する工事をいう。
- (2) 完全週休2日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (3) 4週8休とは、工事着手日以降最初の、土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日（土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇）の日数分の現場閉所日があることをいう。なお、対象は工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までとする。
- (4) 夏季休暇とは、土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間をいう。
- (5) 年末年始休暇とは、土曜日、日曜日、祝日以外の12月下旬から1月上旬の5日間をいう。
- (6) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）。
- (7) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (8) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が完成届を提出する日）までの期間をいう。

(対象工事の選定)

第3 発注者は、原則として漁港漁場関係工事積算基準 第2章工事の積算 2節間接工事費 1-1-1 工事区分が漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）、海岸工事（水産庁所管）を適用する全ての工事をモデル工事の対象として発注することを標準とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 明確な工程上の制約がある工事
- (3) 実工期のうち、現場施工が3ヶ月（約90日）未満の工事
- (4) 発注者がモデル工事に適さないと判断した工事

(実施手続)

第4 発注者は、受注者希望型により発注することとし、入札公告の際、特記仕様書に受注者希望型モデル工事の対象であることを明示するものとする。

2 受注者は、施工計画書の提出前に、週休2日への取組の有無を工事打合せ簿で監督職員に報告

するものとし、取組を行う場合は土曜日又は月曜日の起算について発注者の承諾を得たうえで、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
 - (2) 工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
 - (3) 受注者は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (4) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができるものとし、この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。
 - (5) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を振り替えできるものとし、その場合においてもモデル工事（完全週休2日は、対象外）として認めるものとする。
- 3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- 4 受注者は、モデル工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
(A 3判程度)

(発注者の責務)

- 第5 発注者は、モデル工事の実施に当たって、受注者が行う週休2日の取組に支障とならないよう、工事現場において発生する諸問題に対して早急に対応するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。
- 2 発注者は、工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう務めるものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、以下の書類を監督職員に提示するものとする。
- (1) 実績工程表
 - (2) 休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）
- 2 土日に現場作業をしていなければ現場閉所としてカウントする。
- 3 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
- 4 現場代理人等（監理技術者、主任技術者）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第7 発注者は、完全週休2日等の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
 - (2) 4週8休の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。
 - (3) モデル工事において、4週8休を達成できなかった場合の工事成績の減点を行わない。
- 2 発注者は、完全週休2日又は4週8休の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、第8に定

める現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 モデル工事において、4週8休以上を達成した場合は、下表の補正係数を乗じるものとする。
なお、港湾工事市場単価を適用する工事については、別紙2により補正を行う。

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則（令和2年8月31日付け漁港第356号）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

（令和3年9月10日付け漁港第292号）

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

様式 1

週休 2 日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
週休 2 日達成状況 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> 完全週休 2 日 <input type="checkbox"/> 4 週 8 休
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、農林水産部漁港漁村課週休 2 日モデル工事試行要領に基づき、週休 2 日を達成したことを証明します。

年 月 日

○○広域振興局水産部
 ○○水産振興センター所長 印

特記仕様書記載例

18 その他

10) 週休2日を確保するモデル工事

- ・本工事は、農林水産部漁港漁村課週休2日モデル工事試行要領に定める「週休2日制を確保するモデル工事（受注者希望型）」である。
- ・受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施の有無について、監督職員と協議すること。
- ・週休2日制の実施にあたっては、「農林水産部漁港漁村課週休2日モデル工事試行要領」に基づき行うこと。

工事現場における週休2日実施明示の例

この工事は、岩手県農林水産部漁港漁村課週休2日モデル工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電話 0190-○○-○○○○

(参考)

1 漁港工事における4週8休の取得状況の確認方法

4週8休の確認方法（土曜日起算）

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日の閉所		
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				6週目土曜日の閉所				③ 2期間目
6週間目				6週目土曜日の閉所				
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所	
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

4週8休の確認方法（月曜日起算）

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。(例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目				2週目土曜日の閉所				
4週間目			3週目日曜日の閉所	3週目土曜日の閉所				
5週間目								③ 2期間目
6週間目					6週目日曜日の閉所			
7週間目			6週目土曜日の閉所					
8週間目		7週目土曜日の閉所	祝日	祝日の閉所	7週目日曜日の閉所			
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

		市場単価 補正係数			市場単価 補正係数
1	底面工	1.04	17	車止撤去	1.05
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	18	電気防食取付	1.05
3	支保工	1.05	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
4	足場工	1.03	20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
5	鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
6	吊鉄筋工	1.05	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.04
7	型枠工	1.04	23	ペトロラタム被覆	1.05
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
9	止水板工	1.05	26	かき落とし工	1.05
10	上蓋工	1.05	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
11	伸縮目地工	1.03	28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
12	係船柱取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	1.04
13	防舷材取付	1.05	30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14	車止・緑金物取付	1.05		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
15	係船柱撤去	1.05	31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
16	防舷材撤去	1.05		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

※ 赤字は令和3年度に見直しを行った箇所
青字は令和3年度より新たに市場単価の試行を行う場合の補正係数